

公立大学法人埼玉県立大学令和7年度会計監査業務に係る企画提案募集要項

1 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づき、埼玉県が設立した公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の令和7年度における会計監査人を選定するため、企画提案書の募集により会計監査人を選定します。

2 業務名

公立大学法人埼玉県立大会計監査人業務

3 業務の概要

(1) 監査対象機関及び所在地

機関名：公立大学法人埼玉県立大学

所在地：埼玉県越谷市三野宮820番地

(2) 業務内容

法第35条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告についての監査の実施及び会計監査報告書の作成

4 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（令和7事業年度）の財務諸表について、法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の日までとします。（令和8年8月頃となる見込みです）

令和8事業年度及び令和9事業年度の会計監査人の選定は、今回選定された会計監査人を選定する予定ですが、法第39条の規定の他に当該事業年度の前事業年度の監査業務実績に対するヒアリングの結果により、会計監査人の適性を欠くと判断した場合は再任しないこととします。

なお、法第36条の選任は毎事業年度行うこととします。

5 事業費（委託上限額）

1事業年度あたり、7,000千円（消費税額及び地方消費税額は含まない。）

* 上限額は、法人との契約にあたっての上限額となります。

* 上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

6 応募資格

企画提案書等を提出するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 公認会計士又は監査法人であること。また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。（法第37条第1項及び第3項第1号）
- (2) 法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者でないこと。（法第37条第3項第2号）
- (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者でないこと。（法第37条第3項第3号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (6) 本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (10) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (11) 国立大学法人、公立大学法人において会計監査人として監査を実施した実績を有する者であること。

7 主なスケジュール

- 募集期間： 令和7年（2025年）8月25日（月）～9月16日（火）
- 質問書提出期限： 令和7年（2025年）9月2日（火）午後5時 まで
- 企画提案書提出期限： 令和7年（2025年）9月16日（火）午後5時 まで
- 審査・ヒアリング： 令和7年（2025年）9月19日～24日のいずれか1日
*ヒアリング日程・実施方式（対面又はWEB会議）は別途通知
- 結果通知： 令和7年（2025年）10月上旬

8 要領等の配布方法

様式等については、埼玉県保健医療政策課のホームページからダウンロードしてください。
保健医療政策課窓口又は郵送での配布は行いません。

9 企画提案書等の内容

この業務に応募しようとする公認会計士又は監査法人は、次の（1）から（5）の書類（以下「企画提案書等」という。）を提出してください。

- (1) 選定申込書（別紙様式1）
- (2) 確認書（別紙様式2）
- (3) 企画提案書
 - ① 監査体制
 - ア 監査責任者と監査補助者の構成及び役割
 - イ 監査を行う予定者並びにその者の実務経験等
下記（ア）、（イ）及び（ウ）について、実際に監査を行う予定者の実務経験を記載
（ア）公立大学法人及び国立大学法人の監査経験（支援業務を含む。）
*具体的な法人名及び監査業務と支援業務の区別を記載
 - （イ）学校法人の監査経験
*具体的な法人名を記載
 - （ウ）地方独立行政法人の監査経験
*具体的な法人名を記載
 - ② 監査実施計画
 - ア 監査実施スケジュール
 - イ 監査業務に要する日数及び人員
 - ウ 具体的な監査業務の内容
 - ③ 監査方針

法人を監査するに当たって重視する事項、監査に対する考え方について

- ④ 法人に対する提案事項
適正な財務会計処理をする上で、提案すべき事項又はセールスポイント
 - ⑤ 公立大学法人等に対する監査等の実績
 - ア 公立大学法人及び国立大学法人に対する監査、法人化支援、コンサルティングの各業務実績
 - イ 公立大学法人及び地方独立行政法人制度等に係る中央省庁への関与実績
 - ウ 地方自治体の包括外部監査業務実績（都道府県及び政令指定都市に関するもの）
 - ⑥ 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理体制
 - ・ 監査品質保持のための対策等
 - ＊ 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制を証する書類を添付してください。
 - ⑦ 監査業務の中で行う予定の支援について（指導・助言等の内容及び有償・無償の別）
 - ⑧ 法人の監事及び内部監査責任者との連携について
- (4) 監査見積書（令和8年度及び令和9年度についても記載）
- ア 執務予定日数（延べ人日数も記載）
 - イ 見積額（1事業年度当たり、7,000千円（税抜）を上限とする。）
 - ウ 見積費用算定内訳（報酬等単価を明記） ※旅費等の必要経費を含む。
 - エ 見積費用の考え方（監査日程等契約内容に変更が生じた時の対応方法も記載）
- (5) 事務所の概要（監査法人の場合は法人の概要及び担当する事務所の概要）
- ア 名称、代表者氏名、所在地（監査法人の場合は資本金も記載）
 - イ 営業収益、経常利益及び当期利益
 - ウ 国内拠点及び人員（社員数、公認会計士数）
 - エ 今回監査を担当する事務所名及び人員
 - オ 監査会社数
 - ・ 企業（うち東証一部上場企業及び左記以外の企業）
 - ・ その他の法人
 - カ 過去3年以内（令和4年9月から令和7年8月まで）の処分等の状況
 - （ア）法人又は社員等に対する公認会計士法に基づく業務改善指示及び指示がある場合はその内容と対応
 - （イ）日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューにおいて改善勧告があった場合はその内容と対応
 - キ 埼玉県内における主な社会貢献活動の状況（過去5年間）

10 作成上の留意

- (1) 用紙サイズはA4とします。ただし、図表等については、A3サイズとすることも可能です。
- (2) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容としてください。（概ね30ページ以内、ただし、見積書や事務所概要などは30ページに含まれません。）
- (3) 作成及び応募に係る費用は応募者で負担してください。
- (4) 提出する企画提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当するものがある場合は、その部分を明記してください。

11 募集要項等に関する質問

質問票（別紙様式3）に記載の上、令和7年9月2日（火）午後5時までに項番19「提出先」あてに、電子メールにより提出してください。

12 提出期限等

令和7年9月16日（火）午後5時までに項番19「提出先」へ電子メール（PDFファイル）で提出してください。

13 審査及び選定方法

下記14に記載の審査基準により、提出された企画提案書等をもとに選定委員会が審査を行い、各選定委員の点数を平均して60点以上となる者のうち、点数の合計が最も高い者を会計監査人として選定します。

なお、応募者が1者の場合も同様に選定しますが、応募者が無かった場合、応募者全員の点数が60点未満の場合、応募者全員が失格した場合又は全ての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合があります。再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合があります。

審査内容は非公開とし、審査結果への異議申立ては認めません。

(1) 審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日 令和7年9月19日（金）～24日（木）のいずれか1日

詳細な日程及び開催方式（対面又はWEB会議）を決定して後日通知します。

イ 説明者及び時間 説明者は3名以内、制限時間は15分とし、説明後、質疑応答時間を10分設けます。詳細については、提出期限後に別途、個別に連絡いたします。

(2) 選定結果の通知および公表

選定結果については、すべての提案者に書面にてEメールにより通知するとともに、埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページにより公表します（令和7年10月中旬頃を予定）。なお、選定結果についての異議申立ては認めません。

14 審査基準

(1) 点数表

委員は提案書等を審査し、(2)で示す項目ごとに提案者を評価し、下記の点数表のとおり評価点を付ける。

点数表

評価結果	評価点
期待を大きく上回るもの	5点
期待を上回るもの	4点
概ね期待どおりのもの	3点
期待を下回るもの	2点
期待を大きく下回るもの	1点

(2) 審査項目

審査項目は、下記の項目表のとおりであり、各項目の点数は(1)の評価点とする。ただし、傾斜配点のため倍率が設定されている項目については、評価点に当該項目の倍率を乗じたものを点数とする。

なお、項目及び審査の着目点、傾斜配点の倍率については、必要に応じて見直すものとする。

項目表

項目	審査の着目点	倍率（最高点）
1 企画提案書		
(1) 監査体制	・ 監査チームの構成 ・ チームのサポート体制	等 —（5点）

(2)	監査実施計画	・スケジュール ・監査業務の精度の確保	等	2倍(10点)
(3)	監査方針	・重視する事項 ・社会情勢を踏まえた視点	等	2倍(10点)
(4)	法人に対する提案	・適正な会計処理を担保するための 効果的・効率的な視点	等	4倍(20点)
(5)	大学法人等の監査実績	・国立大学法人等に対する監査の実績 ・自治体その他への支援実績	等	2倍(10点)
(6)	監査業務で行う予定の支援	・会計組織の充実に向けた提案 ・財務状況の改善に向けた提案	等	2倍(10点)
(7)	法人監事との連携	・監査業務の精度向上に向けた連携	等	—(5点)
2 監査見積書		・見積額 ・見積費用の考え方	等	4倍(20点)
3 事業所の概要				
(1)	事務所の概要	・監査担当事務所の立地 ・埼玉県内での社会貢献活動		—(5点)
(2)	処分の状況	・過去3年度の処分の状況		—(5点)
合計		全項目で最高点の場合：100点		

15 無効となる要件

必要な資格を有しない者が提出した提案は無効とします。また、確認書及び企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がありますので留意してください。

- (1) 募集要項に示す提出時期、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等作成要領で指定する作成形式及び記載内容等の条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 見積金額(消費税及び地方消費税を含まない)が「5 監査契約の上限金額」を上回るもの。

16 参加辞退

選定申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退書(別紙様式4)を項番19「提出先」へ電子メール(PDFファイル)で提出してください。

17 会計監査人の選任と契約

会計監査人候補者の選定は、特別な理由がない限り最優秀提案者を第一候補とし、法第36条の規定により埼玉県知事が選任します。知事が会計監査人を選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された会計監査人は法人と監査契約を締結するものとします。

ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結に至らなかった場合は、予め選定した次点者を候補者とし、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方とします。なお、契約金額及び契約条項並びに本要項に定めがない事項は、選任された会計監査人と法人が協議の上、定めるものとします。

18 その他

- (1) この企画提案に要する経費は提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は埼玉県に帰属するものとし、返却しません。なお、これらの資料は当該選定委員会の審査以外には使用しません。また、提出された全ての資料は埼玉県情報公開条例に基づき、開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなり

ます。

19 提出先

担 当 埼玉県保健医療部保健医療政策課保健所・衛生研究所・県立大学担当
所 在 地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話 048-830-3521
電子メール a3510-12@pref.saitama.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/saitamkennritudaigaku/r7kansakoubo.html>

20 公立大学法人埼玉県立大学の概要

(1) 名称・所在地等

名 称 公立大学法人埼玉県立大学
所 在 地 〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地
電 話 048-971-0500
ファックス 048-973-4807
ホームページ <http://www.spu.ac.jp>

(2) 学生数（令和7年4月1日現在）

学部	学科等	総数
保健医療福祉学部	看護学科	550人
	理学療法学科	161人
	作業療法学科	162人
	社会福祉子ども学科	290人
	健康開発学科	469人
大学院	保健医療福祉学研究科博士前期課程	76人
	保健医療福祉学研究科博士後期課程	43人

(3) 職員数（令和7年4月1日現在）

区分	人数	備 考
教員	163人	学長を含む
事務等職員	36人	

(4) 役員

理事長1名、副理事長1名、理事4名、監事2名

(5) 主要取引金融機関

株式会社埼玉りそな銀行

(6) 貸借対照表 (要約) 【令和7年3月31日】

(単位 百万円)

			令和6年度	構成比	
資産の部	固定資産	有形固定資産	土地	4,742	27.6%
			建物	9,456	55.1%
			構築物	534	3.1%
			機械装置、工具器具備品	292	1.7%
			図書	382	2.2%
			美術品・收藏品	23	0.1%
			建設仮勘定	92	0.5%
			リース資産など	350	2.0%
			有形固定資産合計	15,871	92.5%
		無形固定資産	0	0.0%	
	投資その他の資産	0	0.0%		
	固定資産合計 ①	15,871	92.5%		
	流動資産	現金及び預金	816	4.8%	
		未収金	470	2.7%	
		棚卸資産など	3	0.0%	
流動資産合計 ②		1,290	7.5%		
資産合計 (①+②)	17,160	100.0%			

			令和6年度	構成比
負債の部	固定負債	長期繰延補助金等	4	0.0%
		長期リース債務	246	1.4%
		固定負債合計	250	1.5%
		流動負債	運営費交付金債務	2
	預り施設費		92	0.5%
	寄附金債務		5	0.0%
	未払金		390	2.3%
	未払費用、未払消費税等		13	0.1%
	預り金など		47	0.3%
	科学研究費助成事業等預り金		80	0.5%
	賞与引当金		11	0.1%
	短期リース債務		117	0.7%
	流動負債合計		758	4.4%
	負債合計 ③	1,008	5.9%	
	純資産の部	資本金	24,534	83.2%
資本剰余金		▲10,251		
利益剰余金		1,869	10.9%	
(うち 当期総利益)		67	0.4%	
純資産合計 ④		16,152	94.1%	
負債純資産合計 (③+④)		17,160	100.0%	

注) 表示単位未満四捨五入により合計が一致しないことがあります(次表以降同じ)。

(5) 損益計算書 (概要) 【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

(単位 百万円)

			令和6年度	構成比
経常費用	業務費	教育経費	467	12.8%
		研究経費	91	2.5%
		教育研究支援経費	110	3.0%
		(小計)	(668)	(18.4%)
		受託研究費等	8	0.2%
		役員人件費	97	2.7%
		教員人件費	1,854	51.0%
		職員人件費	439	12.1%
		(小計)	(2,390)	(65.8%)
		業務費合計	3,065	84.4%
	一般管理費	560	15.4%	
	財務費用など	8	0.2%	
経常費用合計 ②	3,634	100.0%		

			令和6年度	構成比
経常収益	運営費交付金収益	2,027	57.9%	
	授業料収益	1,075	30.7%	
	入学金収益	136	3.9%	
	検定料収益	20	0.6%	
	(小計)	(1,230)	(35.2%)	
	受託研究等収益	6	0.2%	
	寄附金収益	13	0.4%	
	施設費収益	75	2.1%	
	補助金等収益	93	2.6%	
	財務収益	1	0.0%	
	財産貸付料収益	20	0.6%	
	雑益など(財産貸付除く)	33	1.0%	
経常収益合計 ①	3,500	100.0%		

経常利益 ③(①-②)	▲134
臨時利益 ④	0
当期純利益 ⑤(③+④)	▲134
目的積立金取崩額 ⑥	201
当期総利益 ⑤+⑥	67